

第4版はしがき

本書は、初版（2010年）、第2版（2015年）、第3版（2020年）および第3版補訂版（2023年）と、幸い版を重ねてきた。そして、第4版として、新たな改訂版を出すことになった。

第4版では、この5年間に行われた行政法関連の主な法律の制定・改正と裁判例を補充した。そして、新たに、第16章を書き下ろした。行政事件訴訟法は、その制定から20余年間の運用の結果、一方では、国民の司法アクセスを拡張し実効的権利救済の仕組みを整備したという点で、改革の前進がみられる。しかし、他方では、制度整備だけでは行政事件における「行政優位の構造」は崩れず、実効的権利救済は限定的なものにとどまっており、改革の停滞もある。本書では、この制度改革がもつアンビバレントな状況を明らかにした。

また、この5年余りの期間は、日本国憲法下で構築された行政法のパラダイムの危機的転形が生じている。複合危機（COVID-19などのパンデミック、大規模災害、「有事」シナリオなどの同時進行）に対応すると称して、従来の行政法（今後は、「平時行政法」として再定義されようとしている。）にはなかった法制度の整備・運用、すなわち、「非常（非平）時行政法」が行政法の一角を占めるようになった（たとえば、感染症法・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の整備・運用、武力攻撃事態対処法・国民保護法等安保法制に基づく安保政策の転換、地方自治法改正による地方自治の制限など）。たとえば、感染症法・特措法の改正によって、「周辺的な制度」でしかなかった行政上の秩序罰（過料）は、刑罰と並ぶ懲罰的な制裁制度となった。武力攻撃事態対処法・国民保護法は、武力攻撃事態という「非常時」を理由に、即時強制や直接強制の諸措置を充実する法整備を行うものであったが、こうした措置の実施も想定した住民を動員する「国民保護訓練」がしばしば行われる状況にまで至っている。さらに、地方自治法は、「非常時」の予測の限界を理由に、一般的で抽象的な国民の生命・安全の保護を目的とする「特例指示」の制度を設けた。さらに、近時の行政のデジタル化の進展も、行政法に新たな対応を求めている。本書は、

こうした「転形」を迫られた行政法の現況にもふれる。

本書では、初版の「はしがき」で述べた「社会科学の『理論的枠組み』のなかにも入れてみる」という問題意識をもって行政法の分析・検討を行っている。したがって、上記の行政事件訴訟法制度改革、そして、複合危機に対応する行政法のパラダイム・シフトといったせめぎあう行政法現象を分析する際にも、この問題意識は、基本的な視角となっている。

第4版の改訂に際しては、法律文化社の畑光さんにはたくさんのご助力をたまわった。また、松本未希子准教授（名古屋経済大学）と眞田章午専任講師（沖縄大学）には、判例索引、事項索引の作成、調整などの労を取っていただいた。執筆者一同、感謝の意を表したい。

2026年1月

執筆者を代表して 市橋 克哉

はしがき

国や地方公共団体など行政の活動は、今日、ますます密接に、わたしたちの生活に関わるようになってきている。そして、行政の活動を制御する行政法は、その量的な増大においてはもちろん、その質的な重要さにおいても、法典を有する「六法」に匹敵する法へと進化している。そのうえ、変動する現代社会の在り方を反映して、行政法には、次々と「新しいもの」が「古いもの」のなかに埋め込まれたり、その横に並置されたりしており、それらの相互作用によって、行政法の姿は、かつてのそれとは相当異なるものへと変わりつつある。

そして、行政法を解釈・運用・説明する担い手も、かつては、まずは行政自身であり、行政法は、行政自身にとってさしあたり理解できるものであればよしとされてきた。しかし、制度変化の過程のなかにある今日の行政法を掌る担い手は、もはや行政だけではない。裁判所や国民・住民、そして、彼らの権利擁護・実現を支援する法律家も、行政法の担い手として、大きな役割を果たし始めている。とくに、行政に対するチェック機能の強化を目指した「司法改革」後、裁判所と法律家の役割の増大は顕著である。こうした行政法のあり方とこれにコミットする担い手の変化・進化をみると、行政法の教科書も、また、こうした制度変化や担い手の多様化に対応したものへと脱皮することが求められている。

本書は、このような問題関心を共有する4名の研究者による教科書であり、現代社会をめぐるアクチュアルな論点・争点を取りあげ、問題意識をはぐくむ「アクチュアルシリーズ」の一書として、刊行するものである。

行政法を掌る多様な担い手、また、将来、担い手となる学生が学ぶ際に、必須となる基本的な原理と仕組みについて、まずは、おさえることができることを目指した。そして、新しい制度とその影響を受けた制度変化にも目を配った。そして、制度変化を促したりその影響を受けたりしつつ、新たな展開を示す判例を中心に、近時の行政法運用についても、初学者にもわかりやすく、しかし、正確さと品質は落とさないことに心がけながら叙述した。

ところで、本書は、同じく法律文化社から刊行され、幸い、多くの読者の支持を得て、長きにわたって読まれ続けた室井力編『新現代行政法入門（1）〔補訂版〕』の後継書でもある。本書の執筆者は、いずれも室井力先生の指導を受けた者であるということから、先生の仕事を継承することを目指したことはもちろんであるが、前書が打ち出した特徴についても、変化の時代にあって、受け継ぐべき価値のあるものと考えているからである。それは、前書の「はしがき」で述べられた①行政法の解釈運用という限られた観点だけではなく、行政法理論が形成された経緯、実際の法令と実務との対比、今後の課題の明示、および、理論の正当性の存否も説明すること、②行政法現象を表面的ではなく、より客観的に理解し、憲法の保障する人権と民主主義の観点から明確に整序すること、③既存の、または、新たに形成された行政法の仕組みや運用を整合的に説明することにとどまるのではなく、そのよって立つ原理や原則、現実体を客観的に分析すること、という特徴である。要約すれば、これは、行政法について、解釈学に基づく実証的視角にとどまらないで、社会科学の「理論枠組み」のなかにも入れてみることを目指すものであった。本書が、行政法の制度変化の過程に着目した叙述にかなりのスペースを割いているのは、この「視角」の今日的有用性への確信からである。

本書の原稿の調整と整理については、4名の筆者が行った。巻末の事項・判例索引については、三重短期大学講師藤枝律子さんと名古屋大学大学院法学研究科研究生安田理恵さんのご協力を得た。法律文化社の秋山泰さんと加藤彩代さんには、言い尽くせぬほどのご助力をたまわった。これらの方々には、執筆者一同、とくに感謝の意を表したい。

2010年1月

執筆者を代表して

市橋 克哉